

# 定 款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人グリーフケア希望 - AYA家族支援センターと称し、英文では Grief Care Hope-Aya Family Support Center, General Incorporated Association と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、AYA世代のがん患者及びその家族・遺族に対し、以下の目的に基づいて活動を行う。

1. AYA世代のがん患者及びその家族・遺族に対する心理社会的支援を行う。
2. 家族・遺族が主体となる支援システムの構築と運営を通じて、悲しみや絶望を共有し、共に歩み、希望を見出す場の提供に資する。
3. 家族・遺族の経験を通して啓発・提言を行い、AYA世代のがんやグリーフケアに関する社会的理解の促進を図る。
4. 医療、福祉、行政分野の専門職に対するグリーフケア教育を通じて、社会全体の支援体制を強化する。
5. グリーフカウンセラーの養成及び認定を通じ、支援者の質の向上を図る。
6. 大学や医療機関、研究施設への研究支援を通じて、AYA世代の希少がんに関する治療成績ならびに早期発見・早期治療による根治の可能性の向上に資する。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. AYA世代のがん患者及びその家族・遺族に対する心理・社会的支援事業
  - (1) グリーフケア及びカウンセリングの提供
  - (2) 医療機関へのグリーフカウンセラー派遣
  - (3) 社会資源に関する情報提供とサポート
  - (4) 家族主体の支援活動（家族会・遺族会等）の企画・運営
2. 啓発活動事業
  - (1) AYA世代のがん及び支援に関する啓発活動（講演会、シンポジウム、出版物等）
  - (2) 家族・遺族の声を基にした情報発信及び社会への提言活動
3. グリーフケア教育及び研修事業
  - (1) グリーフケアに関する教育プログラムの提供（医療従事者、介護・福祉従業者、一般市

民対象)

(2) グリーフカウンセラーの養成及び認定制度の運営

4. 研究支援事業

(1) AYA 世代の希少がんに関する研究支援のための基金設立及び運営

(2) 医療機関や大学との連携による研究プロジェクトの支援

5. その他、当法人の目的達成に必要な事業

6. 前各号に附帯する一切の業務及び活動

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

## 第2章 社 員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した個人又は団体を社員とする。

2. 社員となるには、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、もしくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する

(1) 退社したとき

(2) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は解散したとき

(3) 1年以上会費を滞納したとき

(4) 除名されたとき

(5) 総社員の同意があったとき

## 第3章 会 員

(会員の構成)

第10条 当法人の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 一般会員 当法人が行うサービスの利用を主とする個人又は団体
- (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第11条 この法人に入会しようとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(入会金及び会費)

第12条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。  
2. 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第13条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第14条 会員が、当法人の名誉を毀損し、もしくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議により、その会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第15条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。  
(1) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は解散したとき  
(2) 1年以上会費を滞納したとき  
(3) 除名されたとき

## 第4章 社員総会

(構成)

第16条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第17条 社員総会は、次の事項について決議する。  
1. 定款の変更

2. 役員の選任及び解任
3. 事業計画及び予算の承認
4. 事業報告及び決算の承認
5. 解散及び残余財産の処分
6. その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第 18 条 当法人の総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度末日の翌日から 2 か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第 19 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2. 社員総会を招集するには、一般法人法第 38 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を定めた場合を除き、会日より 1 週間前までに各社員に対して招集通知を発するものとする。

(議長)

第 20 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし代表理事に事故があるときは、当該社員総会において、議長を選出する。

(議決権)

第 21 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 22 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

第 23 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

## 第 5 章 役 員

(役員)

第 24 条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 1 名以上
- (2) 理事のうち 1 名を代表理事とする。

(選任)

第 25 条 当法人の理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、総社員の過半数をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。

2. 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第 27 条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2. 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第 28 条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 29 条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第 6 章 基 金

(基金の募集)

第 30 条 当法人は、希少がん研究及び AYA 世代の患者と家族支援のため、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の取扱い)

第 31 条 基金の募集・割当て・払込み等の手続き、基金の管理及び基金の返還等の取り扱いについては理事の決定により別に定める「基金取扱規定」によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 32 条 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

(基金の返還の手続き)

第 33 条 基金拠出者に返還する基金の総額について、定時社員総会の決議に基づき一般法人法第 141 条に規定する限度額の範囲で行うものとする。

## 第7章 会 計

(事業年度)

第32条 当法人の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第33条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、定時社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

## 第8章 附 則

(設立時の事業年度)

第34条 当法人の設立時の事業年度は、当法人成立の日から令和7年11月30日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第35条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

関谷共美

関谷宙太

※住所はプライバシー保護のため非公開

(設立時の役員)

第36条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 関谷共美

設立時理事 関谷宙太

※住所はプライバシー保護のため非公開

設立時代表理事 関谷共美

(法令の準拠)

第37条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。